

瑞穂町行政評価委員会第8回補助金等審査分科会

審査及び報告事項一覧

1 審査及び報告事項（2件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
26 審査-1	住民部 地域課	瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金	2
26 報告-1	都市整備部 産業課	被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金	3

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金
担当部署	住民部 地域課 安全係
担当者名	岡田弘喜
補助対象	町民が町域内に保有するカーポートと車庫（以下、カーポート等という）のうち、平成26年2月8日及び同月14日から15日の大雪で、その基本的機能を喪失する程度の損害を受けたものを対象とします。
規程等	瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>平成26年2月8日及び同月14日から15日の大雪により、町民が町域内に所有するカーポート等について、その基本的機能を喪失する程度の損害を受けた場合に、その再建工事に係る費用を補助します。ただし、再建工事に要した費用から、損害保険金等で補填された金額を差し引いた額を補助の対象とし、上限額は3万円とします。</p> <p>補助対象者は、町内に住所を有し、住宅（店舗や事業所等の併用住宅も含む。）及びカーポート等を所有し、かつ当該住宅の居住者です。</p> <p>補助金の交付申請は、平成26年7月1日から平成27年3月31日までの間に、指定の様式を用いて行うものとし、以下の2つの書類を添付します。</p> <p>①カーポート等の損害が平成26年2月8日及び同月14日から15日に発生した大雪によるものであることについて、町に対して写真等を添付して届出をして交付を受けた届出証明書</p> <p>②工事費用の領収書及び明細書を添付することを条件とします。</p> <p>町は申請に対して審査を行い、これを適当と認めるときは交付決定通知をし、申請者の交付請求を待って指定の口座に補助金を振り込みます。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	平成26年2月8日及び同月14日から15日の大雪により、町内の広い範囲でカーポート等の被害が発生しました。そこで、雪害による町民の費用負担の軽減を図る必要が生じたため、現に発生した被害額について予算の範囲内で補助するものです。
補助金額	再建工事に要した費用から損害保険金等で補填された金額を差し引いた額を対象とし、上限を3万円とします。
補助割合	
実施期間	平成26年7月1日から平成27年3月31日
その他	

瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付要綱（案）

平成26年7月1日
告示第 号

（目的）

第1条 この要綱は、平成26年2月の大雪に伴い、町の区域内において、地域住民の所有するカーポートや車庫（以下「カーポート等」という。）の多くに被害が発生したことから、臨時措置として、カーポート等を再建した者にその経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、雪害による費用負担の軽減を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）カーポート等に生じた損壊の程度が、カーポート等としての基本的機能を喪失したと認められるものであること。
- （2）前号の損壊が、平成26年2月8日及び同月14日から翌15日に発生した大雪によるものであることについて、それを客観的に示す写真等を添えて町に届出を行い、それに関する証明書の交付を受けていること。
- （3）平成26年2月以降、第1項の損壊に係る工事として実施され、申請の時点ですでに完了した工事であること。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、再建工事に要した費用から損害保険金等で補填された金額を差し引いた額で、3万円を上限とする。

2 前項の場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）町内に住所を有する者であって、住宅（店舗や事務所等に供する部分を併有する住宅を含む。）及びカーポート又は車庫を所

有し、かつ当該住宅の居住者であること。

(2) 申請日において市町村民税を滞納していないこと。

(3) 補助金の対象となるカーポート等について、以前に同様の補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成26年7月1日から平成27年3月31日までの間に瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 前条による交付決定通知を受けた者は、瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付請求書(様式第4号)により町長に補助金を請求するものとする。

(交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じる

ものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、瑞穂町補助金等
交付規則（平成 18 年規則第 11 号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付申請書

瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付要綱に基づく補助金として次のとおり交付されるよう、以下の関係書類を添えて申請します。

円

記

1 添付書類

- ① 平成26年2月8日及び同月14日から翌15日の大雪による被害について(被害届出証明)
- ② カーポート等の再建工事の領収書など、補助金算出の根拠となる書類(費用の内訳がわかるものであること)
- ③ 損害保険金等の交付を受けた場合には、その額を証する書類

- 2 今回のカーポート等の再建費用について、この交付申請書に添付したもの以外の損害保険金などによる補填を受けたことはありません。また、この交付申請手続に必要な範囲内で、町が保有する私の住民登録情報、町税等の納付状況について、調査及び確認することに同意します。

印

文 書 番 号
年 月 日

様

瑞穂町長



瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付申請書について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付予定額

円

2 対象カーポート等

所在地 瑞穂町

所有者 住所
氏名

3 助成金交付の条件

瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付要綱の規定を遵守すること。

この通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができます。

申請の撤回があったときは、この申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなされます。

文 書 番 号
年 月 日

様

瑞穂町長



瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付申請書について、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 対象カーポート等

所在地 瑞穂町

所有者 住所

氏名

2 不交付決定の理由

年 月 日

瑞穂町長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

⑩

瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定があった瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円

2 振込口座

金融機関名

銀行
信用金庫
信用組合
農業協同組合

支店

口座種別 普通 ・ 当座

口座番号

(ふりがな)

口座名義人

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金														
担当部署	都市整備部	産業課	農政係												
担当者名	石塚幸雄														
補助対象	被災した農業用施設の撤去・再建を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者														
規程等	経営体育成支援事業実施要綱（国） 東京都被災農業者向け経営体育成支援事業実施要綱（東京都（案）） 被災農業者向け経営体育成支援事業実施要綱（町（案））														
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>国は、平成25年度の大雪により被害を受けた、農産物の生産に必要な施設等の再建・修繕及び撤去を支援する事業を実施します。</p> <p>これにあわせ東京都では東京都被災農業者向け経営体育成支援事業（案）、町では被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金を創設し、支援していくものです。</p>														
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>瑞穂町では、平成26年2月8日及び14日の大雪により甚大な農業被害が発生し、被災農業者の経営継続が危ぶまれることから、被災農業者向けにその経営を安定的に維持、発展させるため緊急的な支援を行うものです。</p>														
補助金額	<p>(1) 倒壊した農業用施設の撤去に要する経費については全額補助 ※上限なし</p> <p>(2) 農業用施設の再建に要する経費については9割補助 ※上限なし</p>														
補助割合	<p>(1) 倒壊した農業用施設の撤去に要する経費</p> <table border="0"> <tr> <td>国補助</td> <td>東京都補助</td> <td>町補助</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>(2) 農業用施設の再建に要する経費</p> <table border="0"> <tr> <td>国補助</td> <td>東京都補助</td> <td>町補助</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>2/10</td> <td>2/10</td> </tr> </table>			国補助	東京都補助	町補助	1/2	1/4	1/4	国補助	東京都補助	町補助	1/2	2/10	2/10
国補助	東京都補助	町補助													
1/2	1/4	1/4													
国補助	東京都補助	町補助													
1/2	2/10	2/10													
実施期間	平成26年度														
その他	倒壊した農業用施設の撤去に要する経費については、地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に国は1/2相当を補助することとなっていることから、地方公共団体分については、東京都と町で負担となります。														